

《 転入された方へ 》

能勢町役場 住民課 (住民票・戸籍) 電話 072-734-2107 (直通)

【役場各施設】

本 庁 (能勢町宿野) 本館、西館 **保健福祉センター** (能勢町栗栖)

浄化センター **し尿処理施設** (能勢町下田)

対象となる方	手続きの内容	手続きをする窓口	
個人番号カード または住民基本台帳カードを お持ちの方	継続利用処理 を行いますので、転入届の日から 90日以内 にご持参ください。 <u>暗証番号を入力</u> していただくことが必須となります。	本 庁 本館 住民課 (住民票・戸籍) ☎072-734-2107	
国民健康保険 の加入者	国民健康保険証加入手続きを 14 日以内 に届出をしてください。 手続きに必要なものについては、担当窓口にお問い合わせください。		
国民年金 の加入者 年 金 の受給者	【加入者】 住所変更手続きを 14 日以内に印鑑、年金手帳を持って、届出をしてください。 【受給者】 担当窓口で年金受給権者住所変更届書を受け取っていただき、年金事務所へ提出してください。 ただし、日本年金機構に住民票コードが登録されている方は不要になります。		本 庁 本館 住民課 (保険医療) ☎072-731-3202
後期高齢者医療 老人・障がい者・ひとり親家 庭・子ども医療 の対象者	後期高齢者医療については、14 日以内 に届出をしてください。 医療証の対象となる方は担当窓口で手続きをしてください。 手続きに必要なものについては、担当窓口にお問い合わせください。		
介護保険 の加入者	【要介護、要支援の認定を受けている方】 ① 受給資格証明書 を担当窓口へ提出してください。手続きに必要なものについては担当窓口にお問い合わせください。 ※転入日より14日以内 に届出をしてください。 14日を過ぎますと、前住所地で発行された受給資格証明書が無効となり、サービスが受けられなくなります。 ② 負担限度額認定証 を必要とする方は、担当窓口へ申請してください。 【その他の方】 新しい介護保険被保険者証を作ってください。	保健福祉センター 健康づくり課 (包括支援) ☎072-731-2160	

対象となる方	手続きの内容	手続きをする窓口
児童手当の受給者 (公務員を除く)	<p>印鑑、厚生年金等の加入者は事業所の年金加入証明(健康保険証等)、前住所地の課税証明書、振込口座のわかるものを持って、担当窓口で手続きをしてください。</p> <p>※転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。</p> <p>15日を過ぎますと児童手当の認定情報の引き継ぎが出来なくなることがあります。</p>	<p>保健福祉センター</p> <p>福祉課(福祉) ☎072-731-2150</p>
児童扶養手当の受給者	<p>印鑑、児童扶養手当証書を持って、担当窓口で手続きをしてください。</p>	
特別児童扶養手当の受給者	<p>印鑑、特別児童扶養手当証書を持って、担当窓口で手続きをしてください。</p>	
障害福祉サービス等の受給者	<p>印鑑、手帳、受給者証を持って、担当窓口で手続きをしてください。</p>	
保育所、幼稚園、認定こども園への入所、入園希望者	<p>手続きに必要なものについて、あらかじめ、担当課にお問い合わせいただいてから、手続きしてください。</p>	
小中学校の児童生徒	<p>在学証明書をもって、担当窓口で転校手続きをしてください。</p> <p>その他、手続きに必要なものについては、担当課にお問い合わせください。</p>	<p>本庁 本館</p> <p>学校教育総務課(学校指導) ☎072-734-2693</p>
水道 手続き	<p>手続きに必要なものについて、あらかじめ、担当係にお問い合わせください。</p>	<p>本庁 西館2階</p> <p>地域整備課(水道) ☎072-734-2532</p>
下水道 手続き	<p>手続きに必要なものについて、あらかじめ、担当係にお問い合わせください。</p>	<p>浄化センター</p> <p>地域整備課(下水道) ☎072-734-3403</p>
し尿・浄化槽	<p>汲取式トイレのし尿収集、また、浄化槽の点検・清掃等については、し尿処理施設にお問い合わせ下さい。</p>	<p>し尿処理施設</p> <p>☎072-731-3089</p>
原動機付自転車 (~125CC)を登録する方	<p>印鑑、原動機付自転車の廃車証明書(若しくは、転入前の市区町村のナンバープレートと標識交付証明書)を持って、担当窓口で手続きをしてください。</p>	<p>本庁 本館</p> <p>理財課(税務) ☎072-734-0153</p>
飼犬登録をされている方	<p>担当窓口で住所変更の手続きをしてください。手続きに必要なものについては担当課にお問い合わせください。</p>	<p>本庁 西館2階</p> <p>地域振興課(美化衛生) ☎072-734-3171</p>